

令和4年（行コ）第31号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国

第3 準備書面

2022年（令和4年）9月20日

東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 升 味 佐江子



同 古 本 晴 英



同 秋 山 淳



同 井 桁 大 介



同 高 橋 涼 子



同 三 宅 千 晶



本準備書面は、被控訴人の令和4年8月31日付準備書面（1）に記載された主張について、必要な範囲で反論を行うものである。

第1 別件開示決定との整合性に関する主張について

1 被控訴人の主張

被控訴人は、別件開示決定では各欄の全体を不開示とする場合以外にも、各欄の記載の一部について部分開示をしているのに対して、本件変更決定ではこのような判断がなく、両者が整合しないことについて、「独立一体的情報論」を前提に、処分行政庁は、本来的には、欄全体が独立した一体的な情報として欄全体を不開示とすることが相当であったものの、別件開示決定において「任意に」かかる欄の一部を開示したものだとして主張しているが（3頁）、誤りである。

2 控訴人の反論

情報公開法は、第7条で不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは開示することができるとしているが、これ以外に不開示情報を任意で開示することを定めた規定はない。不開示事由に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の開示は義務的開示であり（6条1項）、不開示事由該当部分について任意に開示することは許されない。

地方公共団体の情報公開条例においては、従前、不開示情報に該当する場合には、「公開しないことができる」「非公開とすることができる」という規定の仕方をしている例が多く、任意での開示を許容すると理解されていた。これについて、情報公開法は意識してかかる規定を採用しなかった。これは、不開示情報は開示されないことの利益を保護しようとするものであるから、本来、開示されるべきではなく、例外的に、高度の行政判断として、開示することの公益が不開示にすることの利益に優越する場合に、行政機関の長の判断で裁量的

開示を認めるべき（7条）と考えられたものである（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』69頁。なお、同書72頁以下では、不開示情報は開示してはならないという職務義務違反と公務員の守秘義務違反の関係すら論じられている。）。

被控訴人は、別件開示決定における一部開示が公益上特に必要がある場合だとの主張は行っていない。

したがって、別件開示決定において各欄の一部が開示されているのは、同一の欄に記載された不開示事由該当部分と容易に区分が可能のため（第1準備書面参照）、開示の義務があり、義務に基づいて開示されたものであり、被控訴人の主張は誤りである。

第2 令和4年判決の理解に関する主張について

1 被控訴人の主張

被控訴人は、最高裁令和4年判決の内容につき、「①不開示部分に「異なる内容の複数の情報」が記録されている場合、当該複数の情報ごとに個別に不開示情報該当性を吟味して、不開示の範囲を検討する必要があること、②不開示部分に「異なる内容の複数の情報」が記載されているか否かは、記載内容相互の関係や構成等を検討する必要があることにつき言及しているものと思われる」と整理している（8頁）。

2 控訴人の反論

しかし、上記①については宇賀裁判官の補足意見で明言されているものの、②は被控訴人の誤解、あるいは我田引水である。

多数意見が「記載内容の相互の関係や同部分の構成等は明らかでない」としたのは、問題となっている文書に、複数の区分できる内容の記載があることを指摘した部分であり、この各内容の相互の関係は明らかでないことを客観的に

説明しているに過ぎない。

令和4年判決は、複数の情報が記録されていれば、それぞれ別個に不開示事由該当性の検討をしなければならないとしている。これは、「異なる内容の複数の情報」でなく、「同一の内容の複数の情報」でも同じである。複数の情報があれば、その数の分だけ検討が必要であることを述べているものである。

被控訴人は、多数意見が「記載内容相互の関係や構成等」という文言を用いた言葉尻を捉えて、複数の情報がある場合であっても、これを無理やり「1つの情報」とであると強弁する根拠のよう主張するが、複数の情報が同一欄に記載されていても、「相互に密接な関連性を有している」場合には「異なる内容の複数の情報」が記録されているとはいえない（11, 12頁）などというのは、日本語としても理解不能な、何の根拠もない主張である。

第3 令和4年判決を踏まえた各欄の情報の数について

1 被控訴人の主張について

被控訴人は、名称欄以下、全ての欄について、「異なる内容の複数の情報」が記載されているとはいえないと主張し、各欄全体の記載内容について不開示情報該当性を吟味すれば足りるとしているが、各欄の記載内容の分量や性質は様々であり、いずれもが単一の情報が記載されているとするには無理がある。一見する限りでも、次項以下の誤りが指摘できる。

2 名称欄について

名称欄には、当該ファイル簿を区分するための名前が記載され、多くは1つの情報だと考えられる。しかし、中には、容易に区分が可能なファイル簿の名称が存在することが明らかになっている。

例えば、別件開示文書である甲12の1～18の名称欄は、いずれも1行目は不開示となっているが、2行目の2文字目から開示され、開示部分の後にも

不開示部分がある。この体裁から、1行目には特定の名称が記載され、2行目には1行目の記載内容を補う内容が、括弧で括って記載されているものと考えられる（括弧部分も不開示となっている。）。

いずれにせよ、開示された部分はいずれも有意な情報であり、容易に区分できる別の情報であるため、別件開示決定では一部開示されたのである。

3 利用に供される事務をつかさどる係の名称欄について

当該事務をつかさどる係が1つであれば、1つの情報が記載されていると考えられる。しかし、2つの係が共同で当該事務をつかさどれば、2つの係名が記載され、これらは容易に区分可能な2つの情報である。

例えば、本件変更決定でも、乙27の21, 22には、2つの係の名称が記載されているので、一見して2つの情報である。情報が2つあれば、各別に不開示事由該当性が検討されなければならない。

4 利用の目的欄について

目的が1つなら1つの情報。目的が複数あれば複数の情報である。

例えば、本件変更決定の乙27の1における利用目的は、「犯罪予防及び犯罪捜査」である。容易に区分可能な2つの情報が記載されている例と言える。ここでも、情報が2つあれば、各別に不開示事由該当性が検討されなければならない。

5 記録される項目欄について

記録される各項目が1つの情報である。複数記録されるのであれば、その数だけ情報の数がある。これらは、通常は容易に区分が可能である。

また、記録される個々の項目の中にも、区分可能な複数の情報が記載されている場合がある。

本件変更決定では、例えば、乙27の5～9では、いずれも6つの情報が記載されている。乙27の15には17個の情報、乙27の29には12個の情報が記載されている。乙27の38には6つの情報、乙27の41では17個の情報が例示されている。

別件開示文書を見ても、甲26の1では、5つの情報が区分して開示されており、それと同程度の分量の記載が開示事由に該当すると判断されている。

さらに、甲24の1では、30項目のうち、3つの項目の一部だけが不開示となっている。これは各項目のそれぞれにも、複数の区分可能な情報がある例といえる。

6 本人として記録される個人の範囲欄について

個人の範囲が1つであれば1つの情報であるが、複数の個人の範囲が記載されていれば、その数だけ情報がある。また、1つの範囲を示す記載の中にも区分可能な複数の情報が記載されている場合がある。

例えば、本件変更決定の乙27の58には、「指紋記録を作成された被疑者」と「遺留指紋に該当する者」の2つの情報が記載されている。乙27の62も同じである。乙27の69では、平成20年2月までと同年3月以降に区分して、それぞれ箇条書きで2つの範囲が明記されている。したがって、この欄には容易に区分可能な4つの情報が記載されている。乙27の81には、1から4と数字を振って、4つの異なる範囲が記載されており、4つの情報が記載されているといえる。

別件開示文書でも、甲24の1には、2つの「範囲」の記載があり、容易に区分可能なことが一目瞭然である。その上、一方（「1 指名手配被疑者及び指名通報被疑者」）は不開示事由に該当するが、他方（2項と考えられる。）は不開示事由に該当しないことから、1項について義務的に開示がなされたものである。甲24の2も同様である。甲26の2では、特定の範囲を示す文字列の

一部が区分されて開示されている。1つの範囲を示す記載の中にも複数の区分可能な情報が記載されている例である。

7 記録される個人情報の経常的提供先欄について

経常的に複数の役所等に提供していれば、複数の数の情報が記載されることになるのは当然である。

例えば、本件変更決定の乙27の21～23には、「警察庁運用課、各管管区警察局（広域調整第一課）及び各都道府県警察本部（方面本部を含む。）の知能犯罪担当課」と記載があるが、これは区分可能な複数の情報が記載された例である。

8 備考欄について

備考欄は、記載される内容が決まっておらず、必要な情報が必要な限り記載されており、その記載が複数であれば通常、複数の情報が記載されているといえる。

例えば、別件開示文書の甲12の1は、1から5まで番号が振られ、5つの情報が列記されている。このうち「4 保存すべき場所」の具体的な場所名だけが不開示事由に該当するとして、不開示になり、他は開示されている。これは容易に区分可能な多数の情報のうち、わずか1つの部分だけが不開示事由に該当するため、その余の部分が義務的に開示されたものである。

被控訴人が再検討の結果、不開示事由に該当すると判断した（準備書面（1）4頁）乙27の14（甲24の1）について見ても、被控訴人が不開示事由に該当すると判断した通達の具体的記載のほかに、「1 記録媒体 電磁的記録」という記載がある。この記載と通達は何ら関係なく、この文書の備考欄には、2つの情報が記載されていることが明確である。

以上